

# 電力におけるインサイダー規制に関する細則

## (目的)

**第1条** 本細則は、業務規程第3条第15項の規定に基づき、電力におけるインサイダー規制に関し必要な事項について規定する。

## (重要事実)

**第2条** 業務規程第92条に定める重要事実とは、次の各号に定めるものとし、公表前の重要事実をインサイダー情報という。

- (1) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止（発電ユニットが電力系統から解列することを指し、発電事業者の意図とは無関係に起こるものをいう。）に係る事実（停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量）
- (2) 前号の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止（発電ユニットが電力系統から解列することをいう。）原因及び復旧見通し
- (3) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画停止（発電ユニットが電力系統から解列することを指し、発電事業者が意図して行うものをいい、電力需要の低い夜間に停止し、翌日の朝方に起動する運用、ユニット差替え等の日常的な運用停止については除くものとする。）を決定した場合における当該決定の事実
- (4) 前号の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）
- (5) 第1号又は第3号の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実
- (6) 電力広域的運営推進機関の系統情報公開サイトにおいて公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等

## (インサイダー取引)

**第3条** 業務規程第92条に定めるインサイダー取引とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) インサイダー情報を知った者又は当該者からインサイダー情報の伝達を受けた者が、重要事実の公表前に、当該インサイダー情報と関連する取引をする行為
  - (2) インサイダー情報を知った者又は当該者からインサイダー情報の伝達を受けた者が、重要事実の公表前に、第三者に利益を得させ又は第三者の損失の発生を回避させる目的をもって、当該第三者に対しインサイダー情報を開示する、又はインサイダー情報に関連する取引を勧める行為
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引は、インサイダー取引には該当しないものとする。

- (1) インサイダー情報を知る前に発注していた注文
- (2) インサイダー情報を知る前に締結していた契約又は決定していた計画に基づいて行われた取引
- (3) インサイダー情報を入手する者の内部において、実際にインサイダー情報を知る者と取引を行う者の間に適切な情報遮断措置（ファイアウォールの設置）が講じられている場合に、取引を行う者がインサイダー情報を知らされないで行った取引

#### **（重要事実の公表）**

**第4条** 電気事業者たる取引参加者及び委託者等は、第2条第1号から第5号までに掲げる事実のいずれかに該当した場合、別表に定める公表内容及びその時期に従い、一般社団法人日本卸電力取引所が設置する情報公表サイトにおいて、公表を行わなければならない。

#### **（改廃）**

**第5条** 本細則の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行う。

#### **附則**

本細則は、令和元年9月17日に施行する。

#### **附則**

本変更規定は、2019年12月1日に施行する。

#### **附則**

本変更規定は、2020年7月27日に施行する。

## 別表

### 公表内容とその時期

#### 1. 計画外停止の場合

公表内容	公表時期
計画外停止に関する速報 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発電事業者名</li> <li>● 停止した発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア</li> <li>● 停止の日時</li> </ul>	計画外停止の発生後1時間以内(※)
計画外停止に関する詳報 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 停止原因(不明である場合はその旨)</li> <li>● 復旧見通し(見通しが立たない場合はその旨)</li> </ul>	計画外停止の発生後48時間以内(※) (公表した情報に変更・更新がある場合は、変更・更新についての決定後速やかに)
復旧時期の公表	復旧時期の決定後速やかに(※)

(※)ただし、大規模災害等による復旧対応等により実務的に困難な場合など、適時に公表できないことにつき正当な理由があり、かつ、当該正当な理由について、当社が適当と認めた場合にあっては、この限りでない。

#### 2. 計画停止の場合

公表内容	公表時期
計画停止の予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発電事業者名</li> <li>● 停止を予定する発電ユニットの名称、容量、当該発電ユニットが所在するエリア</li> <li>● 停止を予定する期間</li> </ul>	計画停止の決定後速やかに
計画停止の予定の変更	変更についての決定後速やかに
復旧時期の公表(公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要)	復旧が行われる48時間前まで

(注)復旧とは、いわゆる営業運転(電気の卸供給が行えるような運転)の再開を指し、試運転を含まない。